

もくじ

特集：歴史資料の指定

■座談会

歴史資料の指定——その現状と将来——

〔小西四郎／平野邦雄／尾藤正英／村山定男／加藤 優（司会）〕 4

近代の歴史資料

田良島 哲 19

都道府県のページ
文化庁だより

特色ある博物館・美術館紹介——㊦

男の花道を伝える 南部杜氏の酒造用具

石鳥谷町立歴史民俗資料館 22

- ＊ 日本芸術院新会員の紹介 24
- ・ 平成4年度(第47回)芸術祭賞決まる 25
- ・ 著作権法の一部を改正する法律について 26
- ・ 「文化庁月報」改訂のお知らせ 27

■ 展覧会紹介

- 特別展 倭国—邪馬台国と大和王権— 28
- 創立30周年記念展Ⅰ 世界の工芸 28
- 共催展 津高和一展 29
- 企画展 荘園絵図とその世界 29

- ・ 芸術文化振興基金
ニュース……………30
- ・ 国立劇場ニュース……………31

表紙写真

- (上) 重要文化財「国絵図
並郷帳」のうち「山城国絵図」(天保図)
国立公文書館保管
- (下) 重要文化財「天球儀」
(渾天新図)
勸学館蔵

題字デザイン※桑山弥三郎

ないんですが、お亡くなりになった寶月圭吾先生（東京大学名誉教授）が「歴史資料部門の設置は非常に大切なことだから、ぜひこれをつくれ」というご意見を言っておられたらしいんです。その結果、文化庁のほうでもそれを検討されて、歴史資料部会というものができたとなっております。

確かに寶月先生がおっしゃるように、従来の各部会の一点重点主義とでもいいますか、何かいいものをピックアップして、それを指定するというのではなくて、例えば中世の柄ですね。そういうものは美術工芸品ではないけれども、歴史的には非常に重要である。こういうものは文化財として指定しなくてはならないのではないか。

もう一つは、一つのグループといいますが、資料群とでも申しますか、一点一点の資料ではなくて、例えばシーボルト関係とか、あるいは近藤重蔵関係とか、そういう人たちの関係資料をそっくり……一つ一つは典籍・古文書というような部類に入るかもしれないけれども、全体として非常に歴史的学術的価値が高いものを歴史資料部会として取り扱ってはどうかという意見から生まれたものだろうと思います。

確かに私たちもそういうものが必要であるということを感じるわけですが、最初の出発

歴史資料の指定 その現状と将来

- 小西四郎 ■元東京大学教授(近代史)
- 平野邦雄 ■東京女子大学名誉教授(古代史)
- 尾藤正英 ■川村学園女子大学教授(近世史)
- 村山定男 ■国立科学博物館名誉館員(天文学・宇宙科学)
- (司会) 加藤 優 ■文化庁美術工芸課主任文化財調査官



加藤 優氏 村山定男氏 尾藤正英氏 平野邦雄氏 小西四郎氏

点では平野さんも盛んにおっしゃっていたように、何かはつきりしない、歴史資料というのは一体何なんだろうかと、暗中模索を続けてきたわけです。その結果、十五年たつて現在の状況にまで立ち至っています。

部会の設置に至る背景

平野部会ができましたいきさつは、小西先生がおっしゃったとおりです。歴史資料の指定が始まってから比較の間がないですから、法律上といえますか、いきさつをもう一回整理してみたらどうかと思います。

ご存じのように、昭和二十五年に文化財保護法が制定されました。これは議員立法でできたものでありまして、珍しいことです。その中で、有形文化財という項目がありまして、明治以来、これは国宝とか、特別保護建造物という名前前で指定されてきたものとも伝統的な部門です。

しかし、文化財保護法では「国民全体の財産」という概念が強く打ち出されておりました。今までの美術工芸的なものよりはもっと幅広い、(cultural property)の翻訳用語ですが、「文化財」といういい言葉が創案されたのです。(cultural property)という名前は国民全体の財産、文化的な財産という意味が込め

歴史資料部会の設置

加藤 本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

歴史資料部会は文化財保護審議会第一専門調査会の中で一番新しい部会で、法律上は昭和五十年設置ですけれども、実際に指定を開始したのは五十二年からですから、こととして十五年になります。現在までの指定件数は全部で六十六件で、ほかでは二千五百件前後の部門もありますので、そういうものに比べるとまだまだ指定件数が少ないわけですが、このあたりでこれまでのあり方を振り返り、今後の方向等を考えてみるのも意味があるのではないかと思えます。

歴史資料部会の設置の経緯ですが、一番早くから歴史資料部会に関係されていた小西先生、いかがでしょうか。

小西 私は最初から歴史資料部会に属したわけですが、ご出席の平野さん、沼田次郎さん（東京大学名誉教授）、貫 達人さん（青山学院大学名誉教授）、亡くなられた進士慶幹さん（日本大学教授）が専門委員になり、他の部会からも応援の方をいただいで発足したわけです。

その発足の事情というのはよくは聞いてい

られているわけでありませう。

もう一つは、「歴史上または芸術上、学術上の価値の高いもの」ということで、歴史上並びに学術上ということが強調されたところに、その方向性があると思います。ただ、一気になかなかいきませんで、昭和五十年の改正で初めて「歴史資料」というのが追加されたわけです。

つまり、有形文化財の中で、第二条の第一項に「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書」とあって、あとは「その他の有形の文化的所産」となっていて、最後に「考古資料」というものがつけ加わっていました。この中で、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍というのが最も伝統的な、従来の明治四年の古器旧物保存法以来の国宝や特別保護建造物、重要美術品という概念でつかまえてきた中身です。今までもそういう伝統的な部会が美術工芸課の中核の部会になっていくというわけでありませう。

この中で、「古文書」がありますが、この古文書というのは実は部会がなかったんです。昭和四十九年に「書跡・典籍部会」から「古文書部会」が初めて自立をしたといういきさつがあり、これはやはり歴史資料のいきさつと似ていると思います。書跡・典籍では古文書という概念を包括できない。書跡・典籍は

どつちかという美術品的な評価なのであります。それでは古文書は評価できないというので、今、古文書部会ということで、たくさん委員が努力しておられます。

そして、昭和五十年の保護法の一部改正ではじめて「歴史資料」が登場し、「学術上価値の高い歴史資料」と第二条第一項に明記されるのです。

また、「考古資料」ですけれども、先ほど小西先生がおっしゃったように、これも従来指定されていたんですが、美術品として指定されていたわけです。この考古資料が昭和二十五年以来、記念物のほうの史跡とタイアップしまして、非常に大きなウェイトを占めるようになってきたと思います。史跡というのは地下の遺構、考古学上の遺跡を含む物件でありますから、考古資料が非常にふくらんできました。同一の遺跡・遺構のものは、単品ではなくて、一括指定、つまり、歴史上または学術上価値の高いもので、体系的をとらえなければそれが理解できないということで指定されてきたわけでありまして。

そういう美術工芸的な視点から、文化財保護法にありますような、国民の財産とか、歴史上・学術上価値の高いものといったようなことが、各部門でだんだん展開されてきたと思いますが、その最後が歴史資料部門の新設

的価値という中にあるいろいろな視点があつて、珍しいものとか、芸術的価値が高いものということで、特定のものを選ばれるというのが、戦前からの指定の主な基準になってきたと思います。それをもっと範囲を広げて、いわば包括的にかどうか、網羅的にやろうということで、新しい部会ができたのだと思います。

歴史資料部会に対応するものは、考古資料部会が、その性質からいうと一番似ているのではないのでしょうか。つまり、特定の銅鐸や鏡などを指定するのではなくて、考古学の研究のために重要な資料であれば、それは一括して指定するという形をとっているのだと思います。

それと同じように、基本的には文字で書かれた資料が、考古資料から区別した意味での歴史資料になるわけですが、文字で書かれた資料ばかりではなく、物として残っているもの……これは考古学に近いとか、歴史時代の考古遺物と言え言えないことはないのですが、樹とか物差しとか、要するに歴史研究のために役に立つ資料ということで、それらも含めつつ、従来の枠を広げてこういう新しい分野ができた、と考えれば理解できると

思います。

で、先ほどの第二条第一項の最後に加えられたのです。歴史資料の性格がわかりにくいと申しますのは、極端に言うと、歴史上・学術上価値の高いものは本来みんな歴史資料なのでありまして、それが一番最後に出てきているところに、大変わかりにくさがある。

ただし、今までの建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍というのはそれぞれ立派な方法論を持つておられまして、その部門をガッチリ固めてこられた。古文書が書跡・典籍から分かれ、これから方法論を固められるでしょうが、歴史資料はどつちかという考古資料、典籍、古文書を除いたものという格好に一応なると思います。こういういきさつを考えてみますと、大体のウェイトといひますか、意味合いがわかるような気がします。

改正に伴い、文化庁の次長通達が出ています。それで具体的に説明があるわけで、歴史上・学術上価値の高いものはもちろんであるけれども、「主要な歴史事象及び歴史上の重要な人物の遺品を含む」とわざわざ説明してあります。歴史的ないろいろな事件・事象と人物に関係するものという視点が加えられておりました、これが今までの指定物件にも生きているように思います。

今、考古資料、典籍、古文書以外のものが中心となると申しましたが、このほかにも、やはり共通性があるからだろうと思います。

要するに考古資料と歴史資料というのは共通性があると同時に、考古資料というのは沈黙資料なんです。歴史資料にもやはりそれが半分あるわけです。例えば時代の産業、技術なり、時代の風俗なりを的確に示しているような器物や道具類があります。これは考古資料と時代的にズレるわけですが、似ているわけです。

ところが、歴史資料のほうは、尾藤さんがおっしゃったように文字資料といひますか、手書きのものがふんだんに加わってくるわけでありまして。この点が資料の性格としてはかなり違う。それでは、遺物と手書きのものとの間にあるものをどうするか。例えば出土の木簡は一体どつちに入るのか。どこまで歴史資料として加えたらいいのか。考古資料とちようちよ中間にあるものですね。これは具体的なイメージとして、どつちにしたらいいだろうということを考えたほうがいいのではないか。考古資料との関係で言うと、そういうことになりましてね。

加藤 木簡は指定基準では古文書として取り扱うことに一応なっております。

平野 似ていますからね。

加藤 もちろん出土したものですから、出土遺物で考古ということも考えられますが、そ

例えば建造物指定されたものでも、歴史資料の指定はないんです。つまり、国宝、重文に指定されたような建造物の中に、実際の建造物ともあるべきものが抜けているわけでありまして。簡単な話が、例えばお城が指定されれば、お城の来歴を明確に指示するようなものが抜けている。それから、本陣であれば街道の交通関係資料がみんな抜けている。藩校であれば、藩校の諸行事に使ったような道具類はみんな抜けているということが、一つどうしても出てまいります。グブつている点もありますが、文化財という観点からいえば合わせて一本で、その合わせて一本のあとの五割が抜けているというものがかなりあると思います。そういう感想を持っておりまして。

学術資料としての歴史資料

加藤 平野先生が言われましたように、歴史資料は、美術的価値を中心にするのではなくて、考古資料や古文書など同じ学術的価値のある資料を対象としている点が非常に大きな特徴だと思います。そういう点に関して、尾藤先生はどういうふうにお考えでしょうか。

尾藤 文化財全体が学術的価値のあるものでなければならぬはずだと思いますが、学術

ういうふうになっています。

平野 私どもは木簡は古文書として扱っていないんです。そういうところが、今、考古資料と古文書と歴史資料というものが一番近いということの一つのあらわれなんではないでしょうか。

文字資料の区分

尾藤 文字資料としては、古文書、典籍との区別がまた問題になり得るところだと思います。本来、文字で書かれた歴史資料というのは、昔は、古文書と典籍に主なものが入ってしまふと考えられていたのだと思います。それではしかし、全体をとらえ切れないうこと、新しい部会をつくられたわけですから、基本になるのはやはり文字資料でしょう。

加藤 文字資料といひますか、文献資料を典籍で指定して、歴史資料との関係はどうかというのですが、例えば古いものになりますと、貴重な典籍ということで指定されている。「医心方」という国宝の医書がありますが、歴史資料の観点からも取り上げるとすれば、医学という事象から取り上げることが可能なわけですけれども、平安時代の貴重な典籍という観点から、典籍で取り上げているという

ことです。歴史資料は時期的には後からできた部門ということもありまして、比較的新しい時代のものをやっております。それに対して、書跡・典籍部門は今までの長い歴史の中で積み上げてきたわけですが、古代・中世の指定が非常に多いわけです。

尾藤 その場合、医学史という観点から見えないわけでしょうか。

加藤 そうです。古典籍としての価値が中心になります。

尾藤 歴史資料の場合は、医学なら医学の歴史、生活なら生活の歴史という、まさに歴史研究の視点から全体を見通して、その中で重要なものは取り上げるという考え方になるのがいいのかなと思います。どうなのでしょう。

加藤 政治、経済、社会、文化、すべての方にわたって重要な事象に関するものは対象になるという考え方ですね。

尾藤 これまで文化庁や専門委員の方々が熱心に努力して指定してきてくださっている。それに感謝しているのですけれども、しかし、時代が下るに従って、ますますこれは大変なことになってくるのではないかと感じも強くなるのです。というのは、いろんな分野で、歴史的・学問的に重要な資料の分量が多くなります。それをどう整理するか、これが

と思いましたが、とにかく科学技術にかかわるものを初めて重要文化財に指定していただいたということ。それから始めまして、渋川春海の天球儀も出てきました。たまたま天文と申しますか、暦学と申しますか、そういうものについて関係の者だったので、私がおつき合いをさせていただくようなことになつたんですが、考えてみるとこれはずいぶん大変なんでしょう。

今、お話を承っていますと、建築にしても何にしても、いわゆる技術であるということ。例えば、例えば、お話があったり、物差しのお話があったり、これも私のほうから見ますと一種の科学技術の対象であるということ。それから、天文とおっしゃるけれども、これは時と暦というようなもの、つまり江戸時代までにあった科学技術というのは主としてそういうものが中心ですから、そういうものをずつと見てくると、これは歴史資料と完全に絡んでいる。そうしたものは必ず取り上げられるべきであろうと思っているわけ。それから、一括して指定されたものは、伊能忠敬の資料であるとか、二、三あるわけ。江戸時代までですと、大抵の方が名前を知っているような人にかかわるものとか、そういう遺物でいけるんですが、科学史というものをそれから先にもどるのに延長するかと

非常に難しい問題になってくるのではないかなという感じがするのです。今まではいわばアトランダムに「これはよさそうだな」とか、「これはだれが見てもいいだろう」ということで指定をしてこられた面がありますが、これからは、殊に近世とか近代については、歴史的に重要なものとは何かという点について、かなりはっきりした基準がないと、指定物件を選ぶのに困難があるのではないかなという気がするのです。

科学分野の指定

加藤 今までの六十六件の指定の傾向は、政治、法制、外交、税制、貿易、地図、建築指図、度量衡関係の資料、それから印刷、天文関係、それと人物に関する一括資料に大きくは分かれます。今のところは、政治、経済、社会、文化という非常に広い範囲の中でのごく一部にしか当たらないわけです。科学資料関係は比較的まだ少ないですが、天文関係はそこでも割に進めてきております。それと人物ですが、伊能忠敬とか、渋川春海とか、石黒信由は科学者の中に入りますが、村山先生はどのようにお感じでしょうか。

村山 もともと科学技術的なものを重要文化財にするということについては、初めはそう申しますと、実は私も甚だ不勉強ですし、大変難しい。しかし、私どもから見れば非常に大事なことだと思っております。

対象分野の拡大

平野 これまでの指定物件はみんな一級品でありまして、歴史資料として大変いいもの。初めはわからん、わからんと言いながらも、間違いないものを選んでやってきているわけで、一つの筋道がだんだんできていくんです。

ただ、当然、その筋道というのは、歴史資料としての視点だけで、典籍、古文書や考古資料と抵触しないで、間違いなくやれるものというものがどうしても出てきます。ですから、産業とか、海洋を含めた交通とか、キリシタンや科学技術、それに人物関係資料など大体そういう部門が多くなるわけです。そういう部門は恐らくは今までどの部会でも取り上げていないんです。

しかし、私が今申したような部門は歴史学でも割と弱い部分でありまして、歴史学のほうもまだこれから幅を広げていかないとけない部門であるのやや皮肉ですね。

これからは各分野、各部会とのボーダラインにかかっているところをどの辺まで取り

いう意識を皆さんあまり持つていらつしやうなかつたと思います。

私は科学博物館におりましたので、科学的に大事だと思われるようなものを集めるということも、仕事のある部分としてやってきたわけ。要するに科学的に大切なものないしは科学的標本もやはり重要な一種の文



化財である。それについて、既成の制度の中で考えるのか、あるいは新たに何かを考えていただかなければいけないのかということ、私はしきりに申し上げていたわけですが、たまたま東照宮の渾天儀が最初でしたか、そういうものを今度指定しようではないかというお話があつて、私はそのとき大変ありがたい

込むか、あるいはどの辺まで他の部会で引き受けてもらうかというようなことが出てくるでしょうね。

尾藤 従来の歴史研究ですと、政治史とか、経済史は非常に発達していて、当然ながらその関係の資料が重んぜられて、古文書なんかにも指定されているのです。だけど、生活史



とか、社会史とか、文化史もそうですが、それは歴史学者以外の人がやっている場合が多くて、歴史家の研究としては大体弱いですがね。そのため、そういう方面の資料があつても、歴史学界のほうではあまり重んぜられないということがありました。

小西 私は近代が本当は専門ですが、近代が

ほとんど今まで取り扱われなかったというところで、後でまたお話が出るだろうと思いますが、近世、近代あたりでももう少し今までと違ったもの、あるいは今までよりもっといいものがあるような気がするんです。そういう点で、いろいろと分野を広げなくてはならない。しかし、文化庁の方も人数に制限があるし、なかなか大変だろうと思いますが、我々も及ばずながら応援したいと思いますので、ますます時代が下るに従って複雑になる中でいろいろなものも指定されて、そういうものが地方の教育委員会とか、あるいは各都道府県の指定にも何かいい影響を与えるような方向へ持っていきたいという感じがするわけです。

▼ 種々の分野の接点

加藤 先ほども出しましたが、一般に歴史資料というものはなかなかわかりにくいというふうに見られているわけです。いろいろな理由があるかと思いますが、一つは対象が非常に広範囲だということです。彫刻とか絵画といいますが、名前を聞いただけでどういいうものを対象にするかということはずぐにわかるわけです。歴史資料と聞いても一体何を扱うのかということがすぐには出てこないですし、逆に何でも扱うと見られる面もあるわけです。

り)でやっているんです。ですけど、ほかの建造物の機能に沿ったものは一切指定してないわけで、これは今までどこでも指定してないんです。県が指定しているものもありますが、国は今までそこまで踏み込んでないということですね。例えば藩校や武家屋敷、本陣、名主・庄屋などの民家といったようなものが出てきますと、そこに固有の中身があるんです。そういうものも建造物のほうとの接点をやはり考えなければいけない。ということになると全体の協議が必要になるでしょう。

それから、これは皆さんどういふふうにおっしゃるかわかりませんが、例えば「日本山海名産図絵」のようなものがありますね。これは恐らく近世の資料としても非常に大事なものでありましょうし、各種の産業図絵や絵巻・職人絵巻も何種類もありましょう。それに、名所図絵や風俗図巻のようなもの、外交や渡航の絵巻など、こういうものが恐らく「絵画」などの一つの接点になるのではないのでしょうか。こういうものは近世のもので、美学的な観点からは恐らく指定してないだろうと思います。一つ一つそういうものを各部門について少し当たってみると、作業をおいおされたいつたらどうでしょうか。そういうことが一つには範囲を明確に

小西 ちよつと悪く言えば、何でも屋になつてしまふわけですな。

尾藤 歴史という学問自体が、そういう性質のものですからね。

平野 歴史学は広範な体系を持っている学問ですけれども、他面、雑学が必要であるということも事実です。

今までの指定は、ほかとあまり関係しない分野がほとんどだろうと思います。産業、科学技術、陸上・海上交通、人物関係などは今までの部門もほとんど扱っていない分野ですから、その中でも非常にいいものが指定されているのでありまして、ほか比べて全く遜色がないばかりでなくて、指定件数が少な



するということになるかと思っています。

▼ 今後の指定を進める分野について

加藤 今後の指定について今まで手懸けてきた分野を一層充実させるのはもちろんですが、江戸時代のものでないものもいろいろとどういふ分野を新たに開拓していったらいいか、その辺についてお話を伺いたいと思います。

例えば、交通とか、紀行・地誌、あるいは教育、医学、和算、本草学・博物学、あるいは鉞山に関するものとか、製鉄とか、あるいは機械・道具の類はほとんど手懸けていないわけですけども、実際こういう方面でどういふ資料がどのようにあるのかということも問題になってくると思います。

小西 一つ一つの分野は専門家に伺って、これだけは最低限重要だということをお話して、調べて、調査する以外に、それだけのいろいろな知識を持つということは個人でもできないし、文化庁美術工芸課の担当の方もなかなかできないことだろうと思いますので、これから調査・研究といいますか、それからサジェスチョンを受ける、またいろいろ勉強してくださるということで、方法をだんだん考えていくより仕方がないのではないかという気がするんです。



いだけに非常にハイレベルだろうとこの前の委員会から私は言っているわけです。ですから、この方針は歴史資料の一番の独立性のある分野としてずっと続けていかれて、これは県や市の指定もそれにヒントを得られて構わないと思いますが、分野のどの辺に他の部門との接点があるかということももう少し論じなければいけないのではないのでしょうか。

例えば考古資料のことは、木簡ということ象徴的に、それはどうするのだということで大体的感じがつかめると思います。例えば建造物の指定物件を調べてみますと、入れ物だけでははまずいというものが当然出てくる。建造物は棟札や指図までは附(つ)けた

新しいものが確かに出てくるんです。例えば幕末になりますと写真なんか出てきます。これも一つ考えなくてはならない問題でしょうし、幕末はほとんど今まで取り扱わなくて、安政二年の日蘭条約書ぐらいです。条約關係を考へても、外務省の外交資料館が持っているいわゆる通商条約の正本は非常に重要な歴史資料なんです。

これは余談になりますが、関東大震災で少



し焼けてポロポロになっているものがあるんですが、まだ完全なものも残っていますから、これなんかあと百年もすれば国宝級になるのではないかという立派なものです。それから、ペリーがやってきたときに將軍家にいろん

ものを献上するわけです。そのときに一番有名なのは電信機で、これはまだ残っているわけです。これも一つの重要な文化財だと思います。そのほかに模型の汽車が献上されていますが、こういうものは一体どこへいついったのか全然わからないんです。それから、農具とか、たくさんのお土産がきているのに、電信機一つしか残っていないんです。そういうものを全体を追究していくことで、幕末に関する物はまだまだ幾らでも出てくるわけです。

情報の収集と調査

平野 美術工芸課は伝統的に極めて高度に職人的なんです。手段がなかなか社会化されにくいんです。新しい部門、考古とか史跡は非常に社会化されているわけです。また県や市も考古学の人を抱えていますから、どんな情報を集めるということもできるんです。

もう一つは、小西先生がおっしゃったように「平野 美術工芸課は伝統的に極めて高度に職人的なんです」というところもあって、詳しく書いてくださるところもあるし、あまりちゃんとしたお答えがいただけないということもあって、いざとなると自分の足で歩かなければダメなんだという気持ちも持りました。

ただ、それぞれの専門の先生方から知識・資料を提供していただいて、間違いなきを期するということだろうなと思っています。

平野 学者の先生は知識はあるが、実際に見たことがないという方がおられますね。村山先生なんかはそうじゃないんですが、逆に、調査に今度一緒に行っていただけですか」と言うと、喜んでこられるケースがあります。それはお互いさまで、文化庁から県や市に連絡することもできるし、あるいは文化庁自身は官民でいえば官ですが、そういう面を学者の先生方が逆にご利用なさる手もあるわけでしょうね。

尾藤 見たくても見られないというものがありませんからね。

村山 ですから、物を見ないといけないと思います。ただ、博物館の人間は逆に物しかわからないんですが、その辺をうまく補ってきちんとしたものを間違いないように指定することも大事なことだと思います。ただ、詰めていきますと、わからないというものもずいぶんありますね。余談に近くなるんですが、

に専門家を委嘱するというやり方は、過去ずいぶんやってきたケースもあるんです。新興のところはどうしてもそれをやらないと間に合わないんです。

そういう調査費をお組みになったらいいと思います。県や市にはなかなか手足がないんですが、幸い県や市の博物館が増えまして、しかも歴史博物館というのが増えてきたんです。そういう県や市の施設にもコンタクトをお取りになって調べると、お手元に情報がきちつと集まってくることは絶対ありますから。そのための調査費をお取りになるということが必要だと思います。

小西 平野さんがおっしゃったように、いろんな方面から情報を集めるために、一つはアンケート方式があります。近代史あるいは幕末から明治の中ごろまでだと思いますが、その辺の専門家にアンケートをなさると、返事はいただけると思います。学者とか、博物館とか、あるいは教育委員会とか、そういうところからアンケートを出して、歴史資料というのはこういうものだ、こういうものについてそちらでお気づきはないかということをしよつちゅうやられて、どんな情報を集められると、何かプラスになるものが出てくるのではないかという気がするんです。

加藤 アンケートも確かに一つの方法だと思います。平賀源内のエレキテルも、友人の詳しい人にいろいろ聞いてみると、みんなだれでも知っているけれども、それが本当かどうかもう一つ詰められない。

加藤 平賀源内のエレキテルは非常に有名なもので、いろいろな本に「源内のエレキテル」ということで写真等はよく出ているんですが、いざ調べてみますと、本当に平賀源内がつくったものかどうかというのは、なかなかわからないですね。

村山 佐久間象山のカメラとか、いろんなものがあるんですけども、いづれも「伝」ということになってしまっています。

数量の多いものへの対応

加藤 今後も古代、中世ももちろん対象になりますけれども、実際に物が残っているという点では近世のものがどうしても中心になります。先ほど挙げました交通、紀行・地誌、藩校、私塾の資料なども、幾つか調べてみますとかなりいい状態で残っているものもありますので、将来的にはこういうものの中から対象になるものがかなり出てくるのではないかと思います。

尾藤 「鈴屋」などは、まだ指定していません。

います。現在、私どもが実際にやっておりますのは、基礎的情報をとにかく集めまして、あとは各方面の専門家の先生のところへ行きまして、いろいろ教えていただく。そうすると、専門の方は個別のものに関しては非常に豊富な情報を持っておられますので、そこからさらに枝葉を広げてゆくという方法です。

平野 係の方が何人か一緒に一人か二人の専門の先生方を囲んで、お聞きになることもいいのではないですか。これは方法論の問題ですけれども、指定というのは選ぶことですから、各分野で一つの体系を持っておられる、そういう方々のご意見を聞いて、その体系にあるものからまた選ばれるというやり方でやられたらどうですかね。

加藤 テーマに沿って専門の方にお集まりいただいて検討するということですね。

村山 私どものやっている科学技術というのは本当にそういたしませんとね。これは明治以降が大部分ですが、各市町村教育委員会とか、あるいはいろんな博物館とか、そういうところから「何かお持ちですか」という調査をやったことがあります。科学博物館で幾らかお金をいただきまして、昭和五十年ごろでしたか、「科学発達史」資料の所在調査を二、三年にわたってやりました。しかし、アンケートは嫌な

加藤 書齋・私塾ですね、本居宣長の。平野 あれは典籍でかなり指定しているのではないですか。

加藤 宣長の著作類ということで指定はしていますが、歴史資料としての遺品はまだです。

尾藤 「閑谷学校」などは、当然建物を指定しているでしょうね。

加藤 建物は指定されています。

尾藤 地域は史跡になっているんですね。

加藤 例えば閑谷学校でしたら閑谷学校に関する文献やら道具やら、そういったものがあれば歴史資料の対象になります。

平野 先ほど言いましたのはそういうことでありまして、県が指定している場合は、調べてみられたらわかるから、それに任せたくももちろんよろしいわけです。方々の藩校や郷学……郷学はあまりありませんが、藩校ですね。それから本陣といったようなものの中身を少しお考えになることも必要でしょうね。

尾藤 近世になりますと分量が多いものですから、うっかり包括的になってしまうと大変なことになるわけです。建造物としての鈴屋はいいとしても、本居宣長の関係資料ということになりますと、それはもう大変な分量になってしまつて、どうにも手がつけられないでしょう。

それから奈良の天理図書館にある古義堂の

資料も、やはり全部というわけにいかないでしょうね。伊藤仁斎の『論語古義』や『孟子古義』の草稿本がありますが、ああいう本は典籍としての指定の対象にはならないでしょう。

加藤 人物に関するものでしたら本だけを抜き出さず、すべての資料を一括という方向ですね。

平野 その辺がまた新しい問題になってきまね。

尾藤 近藤重蔵なら大した分量ではないけれども、伊藤仁斎になると大変ですね。

加藤 歴史資料の場合は万をもって数えるものもありますが、分散させては意味がなくなるものは一括して指定を考える方向です。ただ、そのような非常に数の多いものをどのようにして調査するかという問題があります。

尾藤 古義堂の場合は、天理大学で長年かけてしっかりとした目録ができているから、目録を信用して指定することになるのでしょうね。

加藤 そうですね。あとは寸法をとったりする必要がありまして、指定用の目録をつくらねばならないですね。そういう作業が確かに大変ですね。

小西 『大日本史』編纂関係資料というのかなりあるんですね。水戸にもありますし、京大にも入っているし、そういうものは将来、かってくると思います。

小西 東京都が江戸博物館を計画してだいぶ進んでいるようですね。具体的にどういものが集まっているか、あるいはどういう意図でやっておられるか。それは、庶民生活みたいなものをなるべく見せようという方向が強いような気がしますが、ああいうところでも歴史資料的な江戸時代のものになるべく念頭に置いて集めてほしいという気がするんですね。

もう一つは、大名家にはまだいろんな資料が残っているのではないかと気がするんですね。例えば平戸の松浦家へ行くとかくさん残っていますね。島津家もそうでしょうし、大名家のものを一遍総ざらいしてみる必要があるのではないかと気がします。さすがに昔の大名さんだなどと思うものが何かあると思います。

尾藤 平戸の場合、山鹿流の兵学がずっと伝わっている。あそこの博物館に陣立ての図が陳列してありますが、あれもほかではちょっと見ないものですね。ただし図自体はそんなに古いものではないようです。そのほかにもたぶん山鹿流の兵書なんかあるのだろうと思いますが、そういうものはあまり出版されていませんしね。本当は江戸時代のことを研究する場合に、兵学はもつと研究しないといけ

歴史資料になるんでしようけれども、近世は確かに分量が多くて手に負えないような状態も出てくると思いますね。

尾藤 『大日本史』は草稿本がありますし、水戸と江戸の間の往復書簡があつて、これも膨大なものですね。どういうわけかわからなければいけません、その一部が京都へ行っているんですね。

加藤 そういう膨大な資料についても、美術工芸課伝統の直接調査ということではなかなか難しいです。

尾藤 それは水戸在住の専門家に依頼して調べてもらう以外にしようがないですね。

旧大名家と歴史資料

加藤 水戸家の『大日本史』の編纂資料という一括のしかたは、まさに歴史資料のとりえ方ですね。それに対して、何々家文書とか、何々寺所蔵文書は古文書のとりえ方になりました。大原幽学関係資料は数年前に指定をしました。大原幽学関係資料は古文書あるいは記録等ですから、形態としては古文書、記録の部類に入るわけですが、大原幽学に関する資料ということでは歴史資料というところをえ方をしています。

村山 その辺が歴史資料のわかりにくさとい

ない分野で、そういう資料がまとまってあるのであれば、ぜひこの部会で取り上げていただければありがたいと思います。

平野 ただ、大名家のものも、従来の基準で甲冑とか、刀剣というようなものが指定されている。おっしゃるとおり、そのほかの部門がわいてくるんですね。あいてるところは、やはり歴史資料になるのではないのでしょうか。お城の指図だつて、指定されていないのではないかな。例えば非常に古い指図が残っているお城も……お城は所有が移っていますが、大名家や市・町に資料があるわけですから、そういうものも重要な歴史資料ですね。

尾藤 なるべくなら指図だけではなくて、建築技術といえますか、築城関係の資料があれば一番いいんですけども。

加藤 建造物や史跡にともなう歴史資料につきましてもより一層の調査の促進を図りたいと思います。また、調査方法の検討も必要です。直接調査だけではだんだん対応し切れなくなりますので、そういうことも考えながら、今後の新しい分野の指定を進める必要があらうかと思っています。

近代資料の指定

加藤 歴史資料では近代資料についてははまだ

うことで先ほどからいろいろお話が出ていますが、一般の人がこの座談会の記事を読むとなると、歴史資料というその言葉は大変わかりにくいんです。ただ、今おっしゃったようにいろいろな専門部会がある、その中の区別というか、すみ分けが大変わかりにくいということを読者に理解してもらわなければならないですね。

平野 全般的に見ますと、従来、所蔵品が比較的集めやすいという意味と、世間の需要があつて、近現代の美術館が増えましたね。でも、今では、そういうところでも所蔵品が集まらないですね。それはそれとして、美術館系統が多かったのに、現在、非常に勢いで増えているのは歴史博物館です。ですから、世の中もそういう傾向にはなっているんです。歴史博物館というものが、僕らが言っているような歴史資料だけを並べているわけではないのですが。

尾藤 城下町ですと、むしろ殿様の所蔵品みたいなものが多いですね。

平野 ええ。そういうものが一緒になっているわけですから、こちらのほうはそれからさらに分野をはっきりさせて、歴史資料のジャンルをつくらうと。でも、大きく言えば、歴史博物館がこれだけでできると、みんなそれを見ていますから、恐らくだんだんわ

全く指定しておりません。近世までのものもまだまだ少数ですから、近世までのものを充実させる必要があるわけですが、最近、近代のいろいろな歴史的遺産についても保護をしようという機運が強くなっています。建造物とか史跡のほうでは近代のものも実際に指定をしているわけです。歴史資料のほうでも近代の資料についてそろそろ見直しを持つたほうがいいのではないかと考えているところなんです。ただ、近代になりますと、近世とは全く違った考え方が必要だということふうにも思うわけですが、そのあたり、小西先生、いかがでしょうか。

小西 近代というのは対象が非常に広範囲であるし、膨大でもあるし、非常に難しい。しかし、少し手をつけていく時期に来ているのではないかと気がするんです。下限をどの辺までで押さえておくかということも一つ考える必要があると思いますが、私自身は百年たつたものは対象として考えていく必要があるのではないかと思います。

そうすると、ちょっと大胆な発言ですけれども、大日本帝国憲法の正本がちょうど百年ちょっと前になります。これも指定してしまつてもいいのではないかと。二百年もすれば国宝になるかもしれないですが、その辺まで下げていいかなという気がするんです。あ

るいは少し下げ過ぎならば、明治維新、明治十年ぐらいまでのものは少し調査・研究の対象にして、いいものがあつたら適時それを指定していくという方法で、明治十年ですと百三十年ぐらいい前になりますから、そのぐらいの時期までは下げてもいいのではないかと。

また、由利公正の由利家に例の五カ条の御誓文の草案がちゃんと残っているんです。どの教科書の挿絵にも大抵出ているものですが、これは歴史資料としては大事なもので、個人が持つておられるものでいいものは、早く対処したほうがいいのではないかとこの気もします。

しかし、近代のものは、博物館ができた、個人の顕彰記念館があつたり、分野別にいろんな保存展観施設ができていますので、急いでやるということよりも、基本的な条件を考えていって、それからおもむろに指定するということでもいいのではないかと思います。けれども、今言いました由利さんのようなものを個人で持つていらつしやると、いつ火災に遭つたり散逸したりするかもしれないので、そういう歴史資料的に重要なものは、明治元年のものですけれども、明治もやるんだぞというのを天下に示すということをやつていただけたらなという気がするんです。下限をどこにするかということについては、「まだ明

治はちよつと早いんじゃないか」という意見も出るかもしれませんが、私は百年前のものになつてくると対象として扱つていいのではないかと気がします。

加藤 「近代化遺産」という名称をつけて、最近、建造物課で調査を始めていますので、工場とか、港湾施設とか、鉄道、道路あるいはダム、発電所といったものも保存していいかと。それは昭和二十年までを一応対象にしているようにすけれども、歴史資料の場合は……。

尾藤 やはり、かなり新しいところまでやっていいのだと思います。史跡の部会でも、どこまでとはつきり決めていませんが、大正、昭和まで含めて考えているようです。

小西 明治のものは明治村がかなり積極的にいろいろやつてきていますし、博物館とか、美術館とか、そういうところでかなり個人的なものが集まつていたり、建築も明治六年にできた富岡製糸場は本場に指定されなくてはならないものだけれども、実際に使つていないので、なかなかそれは難しいといつか山本健吉さん（前文化財保護審議会委員・評論家）がおつしやつていましたが、あれは明治初年の代表的な西洋建築で、しかも技術的にも大変価値のあるものです。しかし、いろいろな障害もあつて指定もできにくいようなことも

聞いておりますが、とにかく明治初年のものも手をつけておいて、各地でもこういうものがあつたらひとつ知らせてほしいということも啓蒙していただきたいと思ひます。

平野 富岡の製糸場は本場は明治百年事業でやらないといけなかつたですね。

ああいうところを指定したときに、中の道具類の問題が当然出てくるわけです。製糸の古い機械や女工たちの福利施設までね。

尾藤 むしろ中の機械が残りにくい。織機なんていうのはほとんど古いのを捨てていきま

すからね。

加藤 機械については歴史資料という考え方もありましてね。

平野 ですから、中身は歴史資料になるわけです。場所は史跡、建物は建造物ですから、中身はほとんど歴史資料でしょう。

小西 幕末ですけれども、例えば薩摩藩の集

成館も一括して歴史資料という感じもするんです。幕末に輸入した紡績機械の立派なものがありますしね。

村山 あれは非常に大事なものだとい

ます。

平野 集成館そのものはたしか建造物・史跡の指定になっていきますね。

加藤 旧集成館は産業・交通・土木に関する

遺跡ということ史跡になっています。

ずいぶん拾いましたが、やはりその評価で、何を拾っていくか、どこまでやるかというのが容易でないです。

ただ、ちよつとさかのぼりますと、科学技

術関係で今まで指定されたものは本場に江戸

のもので、つまり洋学の影響を受けているもの

のを見ると、まだほとんどないんです。天文

関係が多かつたからですけれども。天文関係

に限つたつて、洋学が入つてきてからのものはあまりないので、その辺まで戻つてからや

らなくてはいいかなと思います。明治に入つてきますと、これはもう怒濤のごとくに

なりますから、それから後をどうしていくの

か。その境界に当たるぐらいいところをま

ず考えなければいけないのかと思つていま

す、いきなり明治以降に突入すると大変だと

大変ですけれども、私ももつともつと若い方によつてその辺はやつていかないといいな

いだし、いずれはそういうことは非常に重要だと思ひます。ただ、今どうするのと

おつしやられると、大変だということになります。余談になりますが、科学博物館というのは、外国でも、日本でもずいぶんいろんなものを集めまして、例えばドイツ博物館はUボートまで入つていたりとか、いろいろあるんです。しかし、方々の博物館の館長さんに、「これからどうするのですか」と言うと、みんな困る

小西 文化庁の係の方の増員なんていうのも

なかなか大変でしょうけれども、やはり近代史の方を一人ぐらいい、調査・研究される方を何とか確保されたり、専門委員に近代あるいは幕末以降の明治の初年あたりのことについて特に詳しいような人を一人ぜひに加えていただいて、そこからいろいろ情報を得るようにしていく。近代はとも広範囲ですから、どうにもしようがないとは思ひますが、専門家をひとつ確保していただきたいと思ひます。

近代資料の分野と問題点

加藤 対象がこれまた政治、経済から社会、文化、科学、芸術、人物と非常に膨大、広範囲になりますけれども、その中でどういふものを保存の対象として選ぶかについてはいかに

小西 基本的には政治関係、それから国際関係、それが何といつてもだれにもわかりやすく、どこからも文句は出ない。そのほかになつてくると、社会、経済とか、文化、技術はなかなか大変なことだろうと思ひます。まずはとにかく大日本帝国憲法以下、条約関係、国際関係というものを指定していけば、これはどこからつつかれても文句はないという気がするんです。

加藤 人物はいかがでしょうか。

小西 人物は割合に個人個人の博物館とか、記念館とか、このごろはいろいろなものが出てきていますね。

平野 特に近代の人物はちよつと控えておいたほうがいいのではないのでしょうか。人物は、史跡の指定でも非常に困つたことがあるんです。森鷗外邸などはだれが見てもというので指定しました。でも、主要な人物というのは、近代の場合は少し凍結しておいたほうがいいように思ひます。

尾藤 価値評価がいろいろありますからね。

加藤 人物に関する一括資料という項目も歴史資料の指定基準の中にありますので、近世までは人物も指定をしています……。

尾藤 近藤重蔵や徳川家康ならだれも文句を言わないのですが、明治以降になると、その人をなぜ取り上げたかということが問題にされる危険性がありますからね。

加藤 なかなか評価を定めにくいということですか。

尾藤 難しいですね。

加藤 村山先生、明治以降の科学技術関係資料というのはまた多岐にわたつていてと思ひますが。

村山 おつしやるとおりで、膨大なんです。これも先ほどの『科学発達史』資料の調査で

わけです。ジャンボジェットをとっておくんですかと……新幹線は本当に私はほらおうかと思っただけです。最初の試験車は、私の友達が設計の責任者だった人なものですからね。「あんな大きなものをもらってどうするんだ」と言いますが、後になつてみるとやはり歴史資料でございますよ。

そういう例を引いてみても、博物館そのものもそういうものをどうしてとっておくのかというは大問題です。イギリスのサイエンス・ミュージアムは「飛行機の格納庫を二つぐらい確保したから、そこへ入れる」と言っています。無限に近いわけですね。それと同じことで、歴史資料としてどうしていくのかというのは、ある時間をかけて熟成して歴史の評価に耐えるものということになると、さつきおっしゃられたように百年というぐらいの時間が必要なのかなと思います。ただ、私も博物館屋としては集めておくことは集めておいて、しばらくほっておいて、これは大したことはないというものを捨てていくということしかないでしょうね。博物館として大変なんです。

平野 そうですね。近代美術館はできるけれども、近代の産業博物館がまだできないですね。村山 これはそういう運動をなさっている

方々もございまして、科学技術、産業技術記念館的な博物館が必要ではないかと。私もそう思います。私はサイエンスのほうで、テクノロジーはわからないですが、そういうのは必要なんです。ただ、これは大変なお仕事でして、かさかさいってものすごいものが必要でしようし。

尾藤 大きさもあるでしょうけれども、東北大学学長の西澤潤一さんが「日本人の独創的研究はいろいろあるけれども、案外世の中で知られていない。むしろ外国のほうで知っている」と言っておられますね。

村山 そのようなものの一例として江崎ダイオードは科学博物館にも展示してありますが、「ダイオードはこれです」ということだけでわかるかというとなかなか難しいですね。

小西 余談になるかもしれませんが、国立公文書館ですね。これは「文書館」と名のつていますが、我々は「文書館」と言いたいんですが、それから国立国会図書館、この三つが何といっても基本的に重要なものを持っているわけですね。そういう場合、何点か指定するというのは、先方がかえって迷惑がるということはないでしょうか。

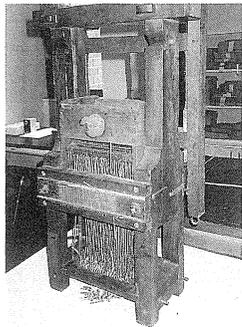
加藤 今まで江戸時代までのものはかなり指定しております。

近代の歴史資料



文化庁文化財保護部
美術工芸課文部技官
田良島 哲

存在するわけではないから、当然近代についても考えられる。また、地方公共団体の場合はこれを「我が県」なり「我が町」なりに置き換えれば、地域的な特色のある事象や人物を対象にすることになる。指定という行政的な選択の作業を考えた場合、その事象（あるいは人物）が近代に特徴的であるものを、まず第一に取り上げるべきことになるだろう。それでは、近代に特徴的な事象（人物）とは、どんなものがあるか。以下、地方公共団体指定の事例をいくつか材料にして、考えてみたい。



ジャカード機
(勸西陣織会館所蔵)

近代の歴史資料の事例

一、産業の発達に関する資料

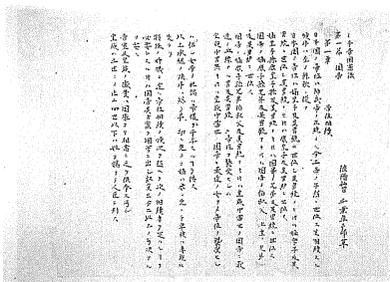
明治新政府は「殖産興業、富国強兵」を旗印に、ヨーロッパの近代産業の導入に努めた。無論、官営の事業はその多くを占め、その後の産業の基礎となつていくが、民間の努力もまた著しいものがあり、地域の発展に大きく寄与した。それを示す資料として、ここではジャカード機（京都市指定文化財）をあげてみたい。

明治維新後の京都は首都が東京に移転し、政治的、経済的に沈滞していた。そのような中で、伝統的産業である西陣の織物業界の人々は西陣物産会社を設立して、産業の振興を図り、明治六（一八七三）年には技術者をフランスに派遣して、ヨーロッパの技術の導入に努めた。その導入の成果の一つがジャカード機である。ジャカード機は、機械の上部に据え付け、パンチカード式の紋紙を用いて織糸を制御し、紋様を半自動的に織りだす器械で、機械の高速化、効率化に大きく寄与

した。このジャカード機はヨーロッパの製品を参考にして作られた国産品で、焼印などから明治十年代に製作された最初期のものであることが判明する。西陣の近代化への努力を示す資料として価値が高いものである。

二、政治の動向に関する資料

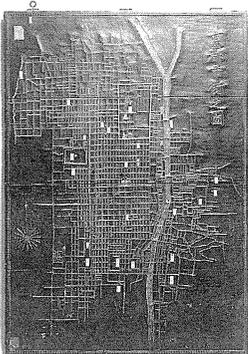
明治時代は、それまで政治的に無権利で



五日市憲法草案(深沢篤彦氏所蔵)

写真提供/東京修復保存センター

写真提供/京都府教育委員会



突起のある京都市街図



五十音手勢図

発音起源図、五十音手勢図さらに絵画科生徒による絵画作品などが、それぞれ残されている。黎明期の盲聾児教育の試行錯誤を物語る全国的にも類例が少ない貴重な資料といえる。以上、三つの分野について、歴史資料の実例を紹介した。近代にはその時代に特徴的な文化財があること、また新たな視点を持って、保護すべき近代の文化財はきわめて豊富であり、またその保存は急務であることが理解いただろう。

今後の課題

文化財保護の歴史の中で、近代の文化財、特に動産の文化財への取り組みはそれ自体ま

あった農民層や都市住民が、地方政治や国政への参加を求めて活発な運動を行った時期である。五日市憲法草案(東京都指定文化財)は昭和四十三(一九六八)年に奥多摩の五日市の旧家の土蔵から発見された資料で、自由民権運動期に五日市の小学校で教えながら、民権運動を組織していた千葉卓三郎という人物が明治十四年に起草したものである。政府以外の政治結社や民権運動家が憲法案を構想していたいわゆる私擬憲法は、全国で多数確認されているが、この案は構成も整い、基本的人権の保障を重視するなど、構想したグループの学習水準の高さを示すと共に、明治十年代の民権運動の広がり象徴するものとして評価を受けている。東京都では指定区分を古文書としているが、ここでは区分はあまり問題ではない。

東京都では他に、小笠原諸島の明治初期の行政に尽くした初代小笠原島内務省出張所長小花作助関係資料(小笠原村役場所蔵)が近年指定されているが、これもまた地域的特色の色濃い指定である。また、ごく最近の指定では、永井家大津事件関係資料(大津市指定文化財 永井久雄氏所蔵)がある。司法権の独立をめぐって政治問題となった大津事件であるが、これは事件発生当時の地元での対応をうかがうことができる資料であり、指定を行う際の視角が注目される。

だ始まったばかりであって、今後さまざまな困難が予想される。最後に、その問題点を簡単に整理しておきたい。

第一に、それまでの時代に比べて残存している資料の量が莫大なことがあげられる。調査にも手間がかかる。文化財指定の場合は内容に関する調査を作成し、員数を確認しなければならぬが、一括資料の場合、数千、あるいは万に及ぶものもまれではない。一件の調査に二年、三年の時間とそれに見合った経費が必要とされる場合も多い。絵画とか仏像とかの現品を調査して評価を行うという古典的な方法では、調査自体がとてつもないのである。地方公共団体においても、調査すべきものの量と、現実の人的、経費的な手当て調査できるものとの間に大きな開きがあることは、実感されている方も多いことと思う。

第二にこれまでの歴史の研究が文献史料を中心に行われてきており、いわゆる「もの」については、等閑に付されてきたことがあげられる。しかも「もの」の中には機械のようにより専門的な知識を必要とする物件が増え、調査すべきものは前の時代にもまして多種多様になってくる。そのため、個々の分野について評価ができる専門家の層が薄いのである。

第三に文化財の所有者の問題である。従来、近世以前の美術工芸品の所有者は、寺院、神社、旧大名家や旧公家(あるいはそれを法人化した組織)、収集家等が中心であった。ところが、近代にはいるとまづ個人所有者が大幅

三、教育や文化の展開に関する資料

明治五(一八七二)年に発布された「学制」に「村に不学の戸なく家に不学の人ならしめん」とうたわれたように、教育の普及は明治新政府の目指すところでもあり、またそれと並行して国民各層からの自主的な教育施設や制度の整備が行われた。建造物で旧開智学校校舎(長野県)などかなりの数の学校建築が国指定を受けているのは周知のことであるが、それとともに関係する資料もまだ多く伝来しているはずである。学校は古くから地域に密着し、住民に最も親しまれる施設であるが、その所蔵品を文化財として、指定等の措置を行っているケースは意外に少ない。校舎の建て替え等によつて、備品が失われた例もよく耳にする。学校の資料は今後もっと注目されてよい。ここでは特色あるものとして、京都盲啞院関係資料(京都府指定文化財 京都府立盲学校、聾学校所蔵)を紹介しよう。

盲啞院は明治十一(一八七八)年に京都に創設された、日本最初の近代的な障害児教育機関である。この学校は上京の人古河太四郎が自力で行ったこの聾児教育に当時の京都府知事横村正直が注目し、府立学校として設立されたもので、大正十四(一九二五)年に、盲、聾両学校に分離するまで続いた。現在、盲学校には道路や建物を突起で表わした京都市街図や現在の点字タイプライターなどが、また聾学校には発声するときの口の動きを図解した

に加え、他に会社、学校、地方公共団体等、これまでの文化財行政が対象としてきた所有者とは、性格を異にする所有者が中心となってくる。これらの所有者の財産権やプライバシーを尊重しながら、有効な保護の方策を実施するためには、これまでの美術工芸品に対する施策とは、おのずから異なった視点が必要になろう。

第四に、こと歴史資料に関しては「歴史資料」という文化財保護法上の定義のわかりにくさがある。「もの」としての歴史資料は従来の絵画・彫刻・工芸品……と分類されるものとは別種の「もの」(例えば板木、天文機器等)であるという側面があるが、一方では、「まともな伝存」した資料、すなわち一括資料という側面に着目すると、絵画や工芸品や文書等を含んでしまう場合も多い。また、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)という組織があるが、これは公文書館文書館同士の連絡組織であつて、ここで「歴史資料」という場合は記録史料である。したがつてそれ以外の「もの」は対象としていない。このように「歴史資料」という用語自体に意味の揺れがあることが、わかりにくさを生んでいることは否めない。

近代の文化財は、一層散逸が進む恐れのあるものであり、それらを守るためには各地域における現状の把握が望まれる。各地方公共団体等で今後注意をはらつて、調査等を進められることを期待したい。

編集後記

最近歴史小説の中身も随分具体的かつリアルになってきたと思うが、その原因の一つは材料として利用できる資料が増えてきたことだろう。ただ、我が国の場合、そのような埋もれた資料が目の目を見るのは、郷土史家が作家本人か、いずれにせよ個人の努力によるところが大きいような気がする。私の愛読する塩野七生さんが自作のネタに利用している古文書の大半は、イタリアの国立古文書館で管理されていると聞く。ルネサンス時代のイタリア人の生き様が生中継のように眼前に迫る文章の秘密は、図書館で本を読む感覚で歴史資料を利用できることにもありそうだ。(K)

「文化庁月報」二月号

(通巻第九三号)
平成5年2月25日印刷・発行
編集 文化庁

〒100 東京都千代田区麹町3丁目2番2号
発行所 株式会社ぎょうせい
本社 千代田区中央区錦町7丁目4番12号
営業所 千代田区新富町西五丁目4番12号
電話 (03) 3268-1241 (代表)
振替口座 東京 91161番
印刷所 株式会社印刷所

定期購読のおすすめ

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。
定価一九〇円(本体一八四円)送料四六円
年間購読料二、二八〇円(税込)

広告の問合せ・申込み先

株式会社ぎょうせい 営業第一課・宣伝係
☎(03)3269-4145 (ダイヤルイン)

●本誌は、文化庁の編集により発行しておりますが、掲載文は、あくまで個人の責任において、自由に書くことを建前としております。したがって本誌の見解は、文化庁の見解ではありません